二　介護老人保健施設入所者について算定できる投薬	医科点数表F４００に掲げる処方箋料（次項に規定する薬剤を投与した場合に限る。）	一　介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬の費用 三　介護老人保健施設入所者について算定できる注射及び注射薬等の費用
		一　抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）の費用 二　ＨＩＦ－ＰＨ阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）の費用 三　ＪＡＫ阻害薬（免疫・アレルギー疾患の治療のために入院前から投与が継続されており、他の治療薬で代替不能な場合に限る。）の費用 四　疼痛コントロールのための医療用麻薬の費用 五　抗ウイルス剤（Ｂ型肝炎又はＣ型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はＨＩＶ感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の費用	一　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料の１のイ、２のイ又は３のイ 二　医科点数表第２章第６部通則第６号に規定する外来化学療法加算 三　医科点数表区分番号Ｇ０００に掲げる皮内、皮下及び筋肉内注射（医科点数表区分番号Ｂ００１の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料又は医科点数表区分番号Ｂ００１の24に掲げる外来緩和ケア管理料（悪性腫瘍の患者に限る。）を算定するものに限る。） 四　医科点数表区分番号Ｇ００１に掲げる静脈内注射（保険医療機関の保険医が平成十八年七月一日から令和六年三月三十一日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）附則第十三条に規定する転換を行って開設した介護老人保健施設（以下「療養病床から転換した介護老人保健施設」という。）に赴いて行うもの、医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料の１のイ、２のイ又は３のイを算定するものに限る。） 五　医科点数表区分番号Ｇ００２に掲げる動脈注射（医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料の１のイ、２のイ若しくは３のイ又は医科点数表第２章第６部通則第６号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。） 六　医科点数表区分番号Ｇ００３に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入（医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料の１のイ、２のイ又は３のイを算定するものに限る。） 七　医科点数表区分番号Ｇ００３－３に掲げる肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入（医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料の１のイ、２のイ又は３のイを算定するものに限る。）

五　介護老人保健施設入所者について算定できないリハビリテーション		八　医科点数表区分番号Ｇ００４に掲げる点滴注射（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うもの、医科点数表区分番号Ｂ００１の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料、医科点数表区分番号Ｂ００１の24に掲げる外来緩和ケア管理料（悪性腫瘍の患者に限る。）、医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料の１のイ、２のイ若しくは３のイ又は医科点数表第２章第６部通則第６号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。） 九　医科点数表区分番号Ｇ００５に掲げる中心静脈注射（医科点数表区分番号Ｂ００１の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料、医科点数表区分番号Ｂ００１の24に掲げる外来緩和ケア管理料（悪性腫瘍の患者に限る。）、医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料の１のイ、２のイ若しくは３のイ又は医科点数表第２章第６部通則第６号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。） 十　医科点数表区分番号Ｇ００６に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射（医科点数表区分番号Ｂ００１の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料、医科点数表区分番号Ｂ００１の24に掲げる外来緩和ケア管理料（悪性腫瘍の患者に限る。）、医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料の１のイ、２のイ若しくは３のイ又は医科点数表第２章第６部通則第６号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。） 十一　エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）の費用 十二　ダルベポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）の費用 十三　エポエチンベータペゴル（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）の費用 十四　抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）の費用 十五　疼痛コントロールのための医療用麻薬の費用 十六　生物学的製剤（免疫・アレルギー疾患の治療のために入院前から投与が継続されており、他の治療薬で代替不能な場合に限る。）の費用 十七　インターフェロン製剤（Ｂ型肝炎若しくはＣ型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。）の費用 十八　抗ウイルス剤（Ｂ型肝炎若しくはＣ型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群若しくはＨＩＶ感染症の効能又は効果を有するものに限る。）の費用 十九　血友病等の患者に使用する医薬品（血友病等の患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するものに限る。）の費用
	一　脳血管疾患等リハビリテーション 二　廃用症候群リハビリテーション 三　運動器リハビリテーション 四　摂食機能療法 五　視能訓練 六　一から五までに掲げるリハビリテーションに最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊なリハビリテーション	